

令和5年10月1日から

すべての建築物の解体・改修工事において

石綿事前調査は

有資格者が実施する必要があります!!

【改正石綿障害予防規則(石綿則) および改正大気汚染防止法(大防法) 関連】



<規制強化の内容(主なもの)と施行日>

	令和3年4月1日施行	令和4年4月1日施行	令和5年10月1日施行
共通	<ul style="list-style-type: none"> 事前調査※1方法の法定化等 作業基準※2の強化 作業記録等の作成・保存等の義務化 	<ul style="list-style-type: none"> 事前調査結果の行政への報告等を義務化(石綿事前調査結果報告システムによる報告) 事前調査結果報告の義務違反に対する罰則 	<ul style="list-style-type: none"> 有資格者※3による事前調査の実施を義務化
石綿則(労働安全衛生法)	<ul style="list-style-type: none"> 計画届の提出をレベル2建材まで拡大※4 など 		
大防法	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有成形板等(レベル3建材)が規制対象に追加※5 作業基準等違反に対する罰則の強化※6 		

今回のお知らせはこの部分

令和3年、令和4年施行分のお知らせは、こちらをご覧ください。⇒



- ※1: 事前調査は、改正以前から石綿(アスベスト)の有無に係わらず全ての解体等工事で必要
- ※2: 石綿則においては、令和2年10月より一部施行(石綿含有けい酸カルシウム板第1種、成形板等)
- ※3: 建築物石綿含有建材調査者等 ※4: 大防法においては、従前から届出義務有り
- ※5: 作業基準が適用(石綿則においては、従前から規定有り) ※6: 直接罰の創設等(石綿則においては、従前から規定有り)

事前調査を行うことができる有資格者(令和5年10月1日以降) ※7~9

- ① **特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)**
- ② **一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)**
- ③ **一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)**

- “石綿作業主任者”は有資格者に含まれません。
- 事前調査結果の行政への報告には、調査した“有資格者の氏名”の記載が必要になります。
- 特定調査者と一般調査者は、全ての建築物の事前調査を行うことができます。
 - 一戸建て等調査者は、一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部に限り事前調査を行うことができます。
 - ・上記①~③以外に、令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者は「同等以上の能力を有すると認められる者」として事前調査を行うことができます。
 - ・事前調査における分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省告示第277号)が実施する必要があります。

建築物石綿含有建材調査者の資格の取得について

資格を取得するためには、一定の受講資格を有する方が、厚生労働省が定める登録講習機関の実施する種別に応じた講習を受講し、修了する必要があります。

受講資格について

	学 歴 等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数 2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の建築に関する実務経験年数 3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の建築に関する実務経験年数 4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数 7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	建築に関する実務経験年数 11年以上
6	労働安全衛生法による特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者 第一種作業環境測定士または第二種作業環境測定士	建築物石綿含有建材調査に関する実務経験年数 5年以上
7	労働安全衛生法による石綿作業主任者技能講習を修了した者	実務経験年数 不問

・特定調査者の受講資格は、上記の受講資格を有するか、既に一般調査者であることに加え、建築物石綿含有建材調査に関しての実務経験が必要となる場合がありますので、詳細は登録講習機関に御確認ください。

講習内容について

種 別	講習内容
① 特定調査者	講義（11時間）、実地研修、筆記試験、口述試験
② 一般調査者	講義（11時間）、筆記試験
③ 一戸建て等調査者	講義（7時間）、筆記試験

- ・講習の日程や費用等については各登録講習機関のホームページから御確認ください。
- ・このほか、県外や全国の会場で講習を開催する登録講習機関があります。

滋賀県内の登録講習機関 （令和4年12月現在）

★公益社団法人 滋賀労働基準協会
 (〒520-0806 大津市打出浜13-15 笹川ビル4F)
 TEL：077-522-1786 FAX：077-522-1453
 HP：https://shigarouki.or.jp



★建設業労働災害防止協会 滋賀県支部
 (〒520-0801 大津市におの浜1丁目1-18)
 TEL：077-522-3232 FAX：077-522-7743
 HP：https://yumeken.or.jp/kensaibou/



★最新の講習会情報や改正石綿障害予防規則に関する情報は、厚生労働省石綿総合ポータルサイトから御確認ください。
 (https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/)



★改正大気汚染防止法に関する情報は、滋賀県ホームページから御確認ください。
 (https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/315325.html)



- ※7：事前調査を適切に実施するため、義務化以前においても、有資格者が事前調査を行うことが望ましいです。
- ※8：解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以降に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、事前調査は必要ですが、有資格者によるものである必要はありません。
- ※9：自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く）が、建築物の改造または補修の作業であって、床、壁、天井等への家具の固定のための穴開け等、排出され、または飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、資格の有無に係らず自ら事前調査を行うことができます。

お問い合わせ先	作業を実施する地域	大気汚染防止法	石綿障害予防規則 労働安全衛生法
	大津市	大津市役所 環境政策課 077-528-2735	大津労働基準監督署 077-522-6678
	草津市、守山市、栗東市、野洲市	滋賀県南部環境事務所 077-567-5444	
	高島市	滋賀県高島環境事務所 0740-22-6066	
	湖南市、甲賀市	滋賀県甲賀環境事務所 0748-63-6134	東近江労働基準監督署 0748-41-3366
	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	滋賀県東近江環境事務所 0748-22-7758	
	彦根市、甲良町、豊郷町、多賀町、愛荘町	滋賀県湖東環境事務所 0749-27-2255	彦根労働基準監督署 0749-22-0654
	長浜市、米原市	滋賀県湖北環境事務所 0749-65-6650	
	全般事項について	滋賀県庁 環境政策課 077-528-3357	滋賀労働局健康安全課 077-522-6650

計画的な有資格者の育成をお願いします!



令和5年6月作成